

12/3長官団交2 確定申告期の事務運営は 職員のいのちと健康を最優先とせよ



発行所 東京都千代田区霞ヶ関 財務ビル内(〒100-0013) 全国税労働組合 発行人 木村 和由 電話 (03) 3581-3678 FAX (03) 3507-0886 振替口座 00140-2-68514



追及する組合執行部(手前左から3人目が高橋誠委員長)

全国税 職員のいのちと健康を最優先とした確定申告期の事務運営とするため、次の4点の要求を実現すること。

(1) 令和3年分確定申告期における計画策定及び事務運営に当たって、来署者削減策を明らかにすること。

(2) 期前誘導の実施にあたっては、1月からの会場設営と課税部門の調査担当者の張り付けを行い、管理運営部門の負担にならないようにすること。

(3) 真の局署、挙署一体体制を確立するため、局員応援の増員、調査事務の中断、非常勤職員の確保で十分な要員を確保すること。

(4) 非常勤職員に関する予算を増額すること。

長官 (1) 感染症対策の観点から、自宅からe-Taxを進めるほか、大口源泉徴収義務者に対して早期提出を要請している。現役世代の雑所得・給与所得者に対し最低限の会場を設ける。各署の実情に応じて、管理運営部門・個人課税部門等と連携して、真に必要な日数に基づいて見積もるように指示している。特定の職員に過重な負担がかからないように、弾力的な運営をするように指示している。署全体として円滑な事務運営をしていると認識している。

(4) 必要な事務量を見積もって、必要な所要額を確保している。全国税 期前誘導の考え方はコロナ禍で出てきたものだ。2年前までは会場を短期間・必要かつ最

てダイレクトメールにより、自宅からの送信を促すこととしている。スマホのOCR機能の追加、マイナンバーカードなしのe-Taxなどスマホのe-Taxなどスマホの申告の利便性を高め、一層の来署者数の削減を図っている。

(2) (3) 各署で対応可能な人員を見積もって、対応可能な人員を超えそうな場合は、期前誘導を推進する。納税者の利便性と、事務の効率性を考えたうえで、必要かつ最低限の会場を設ける。各署の実情に応じて、管理運営部門・個人課税部門等と連携して、真に必要な日数に基づいて見積もるよう指示している。特定の職員に過重な負担がかからないように、弾力的な運営をするように指示している。署全体として円滑な事務運営をしていると認識している。

(4) 必要な事務量を

低限の会場設営を行ってきたが、方針の変更と考えていいのかわからないのか。

長官 平準化を図ることとソーシャル・ディスタンスを保つためには、期前誘導が有効と考えている。

全国税 当局の施策として期前誘導をするのだから、それに対応できる体制を準備しておくべきだ。管理運営部門と課税部門とで相談してバランスを取りながらと言っているが、管理運営部門は人員が減らされ、これまでにPC補助にあたっていた1年目の専門官採用者もない。加えて、年明けから通常事務に加え、確定申告事務も上乗せになり、相当な事務量が増加する。特定の者に負担を掛けたいとするのなら、課税部門の調査担当者も配置すべきだ。

長官 必要があれば課税部門の応援を要請し、挙署体制で実施していく。

全国税 申告書作成事務は課税部門の事務だ。応援というのはおかしいのではないか。

発生し、超勤の増加に繋がる。もう一度事務の流れを精査し、計画を変更すること。

総務課長 まずセンター内で、次に他センターから、そして局からの順であり、局の役割が重要となるが、局署一体で対応することが大切と考えている。

全国税 局内支援が前提で、署からの応援は二次的、後発的なものということか。併任発令された場合、各署の個・資担当の人員をどこにどう集めるのか。相談要員が減り、署に負担がかかる。総務課長 署によっては曜日によって繁閑がある。センターの進捗状況を見て署に対応してもらうことになる。

全国税 曜日と事務の繁閑を事前に読めということとは無理ではないか。



交渉に臨む当局(右から3人目が大鹿行宏国税庁長官)

短期の非常勤予算削減反対

全国税 非常勤予算に関して、特に、申告書作成会場に従事する短期の非常勤予算が、昨年と比べて相当削られている。電子申告の普及によって、来場者数を昨年の実績比90%と見積もったためと聞いたが、昨年も新型コロナウイルスの感染拡大のため、納税者自身が感染を防ぐための判断

で来場していなかった実態がある。

昨年比で見積もること自体が間違っている。少なくとも、昨年並みの予算に戻すよう求める。

当局 ICTの業務効率化を反映した予算となっている。

確定申告の非常勤予算は確かに減っているが、必要額を確保しており、予算上の不都合は生じないと認識している。

新型コロナウイルスの感染拡大は全世界レベルとなり、週1500万人を超えた(12日現在)。国内感染も急激に拡大し、1月末には過去最大との試算もある▼オミクロン株の実態は徐々に明らかになってきており、感染力は強いが重症化リスクは低いと言われている。しかし、重症化リスクが低くても感染者が増えれば、入院患者や死者が増える▼WHOのテドロス事務局長は指摘している▼沖縄では感染者や濃厚接触者が増加する事により、医療従事者が欠勤し、医療体制に支障をきたしているという。社会経済活動との兼ね合いも指摘されているが、納税者が多数来署する確定申告期の対応は、納税者と職員の感染防止を最優先とした事務運営にしてほしい。

“税務の職場”何でも110番 zenkokuzei@aol.com 全国税は、職場で起こった問題を解決するため「税務の職場 何でも110番」を常時設置しています(電話とFAXは上記の番号までどうぞ)。

◇全国税ホームページ◇ http://www.kokko-net.org/zenkokuzei



新型コロナウイルスの感染拡大は全世界レベルとなり、週1500万人を超えた(12日現在)。国内感染も急激に拡大し、1月末には過去最大との試算もある▼オミクロン株の実態は徐々に明らかになってきており、感染力は強いが重症化リスクは低いと言われている。しかし、重症化リスクが低くても感染者が増えれば、入院患者や死者が増える▼WHOのテドロス事務局長は指摘している▼沖縄では感染者や濃厚接触者が増加する事により、医療従事者が欠勤し、医療体制に支障をきたしているという。社会経済活動との兼ね合いも指摘されているが、納税者が多数来署する確定申告期の対応は、納税者と職員の感染防止を最優先とした事務運営にしてほしい。

職員本位の相談体制を

全国税 申告書作成会場 合でも来場者にはマスクの着用を呼びかけ職員はマスクにフェイスガード等の対策をとることとしている。

また、スマートフォンでは納税者自身のスマホを使用することとなる。パンフレットの配置や掲示物での対応をすることとしている。

全国税 相談開始時間9時(時差出勤者において9時15分)、及び相談受付終了時間16時を遵守すること。

また、スマートフォン、スマホコーナー等を設置するが、令和2年分の実績を踏まえて対応可能な人数を見積もり、あらかじめ発行する枚数を決めて進めていく。様々な媒体を使って広報する。

全国税 肩越し指導は、ソーシャル・ディスタンスの確保が難しいことから、感染防御シートを設置したうえで、対面方式で行うこと。

また、スマホ申告の申告書作成対応は、操作方法的説明の映像を放映し続けるなどの工夫をすること。

全国税 感染予防には一般的にはなるべく正面を避けることが良いとされている。その観点では肩越し指導は良いと考えるが、肩越し指導をする場

る事は理解している。ただし、電子申告の普及やYouTubeなどのコンテンツ内での画像付きの解説が一般化してくる中で、もうそろそろ閉庁日対応については、見直しをするべきではないかと指摘したうえで、閉庁日対応に関わって、5点要求する。①出勤は職員一人1回とすること。②出勤強制をしないこと。③超勤をさせないこと。④振替日は出勤日の直近として必ず取らせること。⑤事務の拡大はしないこと。

全国税 相談開始時間9時(時差出勤者において9時15分)、及び相談受付終了時間16時を遵守すること。

また、スマートフォン、スマホコーナー等を設置するが、令和2年分の実績を踏まえて対応可能な人数を見積もり、あらかじめ発行する枚数を決めて進めていく。様々な媒体を使って広報する。

全国税 相談開始時間9時(時差出勤者において9時15分)、及び相談受付終了時間16時を遵守すること。

また、スマートフォン、スマホコーナー等を設置するが、令和2年分の実績を踏まえて対応可能な人数を見積もり、あらかじめ発行する枚数を決めて進めていく。様々な媒体を使って広報する。

全国税 相談開始時間9時(時差出勤者において9時15分)、及び相談受付終了時間16時を遵守すること。

また、スマートフォン、スマホコーナー等を設置するが、令和2年分の実績を踏まえて対応可能な人数を見積もり、あらかじめ発行する枚数を決めて進めていく。様々な媒体を使って広報する。

超勤削減は当局の責任で

超勤手当の完全支給を

全国税 適正な時間管理と長時間労働については、超勤勤務を前提とした計画策定は行わないこと。また、超勤勤務手当を完全支給することも、計画を超えた超勤勤務が生じた場合は、追加の予算措置を講じること。

全国税 残念ながら、今年も閉庁日対応実施が決定された。コロナ禍にあつて、申告書作成会場を密としないため、来場者の平準化を図る必要がある。

全国税 残念ながら、今年も閉庁日対応実施が決定された。コロナ禍にあつて、申告書作成会場を密としないため、来場者の平準化を図る必要がある。

全国税 残念ながら、今年も閉庁日対応実施が決定された。コロナ禍にあつて、申告書作成会場を密としないため、来場者の平準化を図る必要がある。

全国税 残念ながら、今年も閉庁日対応実施が決定された。コロナ禍にあつて、申告書作成会場を密としないため、来場者の平準化を図る必要がある。

当局 ①特定の職員への負担、健康面を考慮し、一人1回が望ましいが、各署の実情にあわせて対応することになる。②職員の上に配慮しておこなう。③勤務時間内処理が原則であり、超勤はしないことが望ましいが、超勤はやむを得ずお願いすることもある。④職員健康の観点から、出勤日の直近でとるのが望ましいが、各署の実情に応じてとることとする。⑤対応業務は従来と同じで業務の拡大は考えていない。

管運の窓口事務の軽減を

全国税 管理運営部門の窓口事務の軽減について、4点要求する。

(1) 署内領収等の窓口事務は16時で閉めること。

(2) 現金領収事務もバーコード読み込みで領収書が発行出来るようにすること。

(3) 現金領収事務は徴収部門の応援で対応すること。

(4) 納税者が申告用紙等を取りに来た場合は、引き出しから紙の用紙を探すのではなく、タッチパネル等の検索機能で、簡単に用紙をプリントアウト出来る方法を検討すること。

全国税 管理運営部門の窓口事務の軽減について、4点要求する。

(1) 署内領収等の窓口事務は16時で閉めること。

(2) 現金領収事務もバーコード読み込みで領収書が発行出来るようにすること。

(3) 現金領収事務は徴収部門の応援で対応すること。

(4) 納税者の利便向上と職員の負担軽減を両立させるために、令和3年6月に「税務行政の将来像2・0」で構想を発表したところである。来署を前提としない申告・納付に取り組んでいるところである。タッチパネルを使った用紙のプリントアウトについては、費用対効果を含め検討が必要であると考える。

全国税 管理運営部門の窓口事務の軽減について、4点要求する。

(1) 署内領収等の窓口事務は16時で閉めること。

(2) 現金領収事務もバーコード読み込みで領収書が発行出来るようにすること。

(3) 現金領収事務は徴収部門の応援で対応すること。

(4) 納税者の利便向上と職員の負担軽減を両立させるために、令和3年6月に「税務行政の将来像2・0」で構想を発表したところである。来署を前提としない申告・納付に取り組んでいるところである。タッチパネルを使った用紙のプリントアウトについては、費用対効果を含め検討が必要であると考える。

全国税 管理運営部門の窓口事務の軽減について、4点要求する。

(1) 署内領収等の窓口事務は16時で閉めること。

(2) 現金領収事務もバーコード読み込みで領収書が発行出来るようにすること。

(3) 現金領収事務は徴収部門の応援で対応すること。

(4) 納税者の利便向上と職員の負担軽減を両立させるために、令和3年6月に「税務行政の将来像2・0」で構想を発表したところである。来署を前提としない申告・納付に取り組んでいるところである。タッチパネルを使った用紙のプリントアウトについては、費用対効果を含め検討が必要であると考える。

全国税 管理運営部門の窓口事務の軽減について、4点要求する。

(1) 署内領収等の窓口事務は16時で閉めること。

(2) 現金領収事務もバーコード読み込みで領収書が発行出来るようにすること。

(3) 現金領収事務は徴収部門の応援で対応すること。

(4) 納税者の利便向上と職員の負担軽減を両立させるために、令和3年6月に「税務行政の将来像2・0」で構想を発表したところである。来署を前提としない申告・納付に取り組んでいるところである。タッチパネルを使った用紙のプリントアウトについては、費用対効果を含め検討が必要であると考える。



「いっしょにごはんたべようね」
あなたと過ごす時間を、待っている人がいます。

連日、長時間の超勤とならないよう
超勤にもルールを!

非常勤職員の雇用を守れ

長官・局長・署長あてに要求書提出

今現在、国税庁の職場で働く非常勤職員の数は9,000人を超え職員全体の15%にも達しています。この要因には、税制を取り巻く情勢が複雑、困難、高度化する中で、税務職場の業務量が年々増加しているにも関わらず、非常勤職員の定員数が抑えられていることにあると見られます。

また、「調査・徴収」の日数確保のために、各内部事務を常勤職員から非常勤職員へとシフトする事務運営も一因です。非常勤職員の方々は、この大変な状況にある国税の職場において、低い労働条件の下でも、真摯に仕事に専念していただき、職場に欠かせない存在です。そのような非常勤職員の方々が安心して働き続けられるように、絶対に「雇い止め」を行わないこと及び、左記の通り労働条件の改善を強く申し入れます。

非常勤職員の「雇い止め」を行わないこと等を求める要求書

- 「雇い止め」は行わないこと。特に、内部事務のセンター化等の拡大により、事務の効率化が図られたとしても、非常勤職員の「雇い止め」を行わないこと。また、センター化によって継続勤務が出来なくなった非常勤職員には、再就職先の紹介を行うこと。
- 更新に係る公募は、深刻な精神的負担をもたらすことから撤廃すること。当面、期間業務職員同様、2回の更新は「公募をしなくてもいい」ことにすること。
- 更新に際しては、非常勤職員の継続雇用の希望の有無を確認し、希望者は優先的に採用すること。
- 1日の勤務時間、1ヶ月の勤務日数は非常勤職員の希望を尊重すること。
- 恒常的に従事する非常勤職員については、定員化すること。
- 非常勤職員の以下の労働条件を改善すること。
 - 時給単価を大幅に引き上げること。
 - 病気休暇をはじめ無給とされている休暇を有給とすること。
 - 社会保障制度を改善すること。
- 必要な「アルバイト予算」を確実に確保するとともに、無理な削減を行わないこと。
- 机、椅子、パソコン、ロッカー等は専用のものを用意すること。